

茨城西南地方広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況について

1. 職員の任免及び職員数の状況

(1) 採用・退職者数の状況

①採用者数の状況

(平成31年4月2日～令和2年4月1日採用)

【単位：人】

職 種	採用者数
行政職	0
消防職	16
合計	16

※上記のほか再任用職員1名が採用されています。

②退職者数の状況

(令和元年度)

【単位：人】

区 分	退職者数
定年退職	6
勸奨退職	2
普通退職	7
再任用退職	0
その他	0
合計	15

※その他の内訳は、死亡退職、免職をいいます。

(2) 職員数の状況 (各年4月1日現在)

【単位：人】

	平成30年	平成31年	令和2年
職員数	466	465	467

※人数には、再任用職員（再任用短時間職員を除く）、任期付職員を含みます。

(3) 所属別職員数の状況 (各年4月1日現在)

【単位：人】

部門	職員数		増減数
	平成31年	令和2年	
事務局	2	2	0
小計(A)	2	2	0
消防本部	62	72	10
古河消防署	51	47	△4
住吉分署	19	19	0
三和分署	19	19	0
五霞分署	19	19	0
下妻消防署	53	52	△1
千代川分署	19	19	0
上妻出張所	6	6	0
高道祖出張所	6	6	0
石下分署	19	19	0
八千代分署	19	19	0
坂東消防署	53	52	△1
寺久分署	19	19	0
猿島分署	19	19	0
飯島出張所	6	6	0
七郷出張所	6	6	0
境分署	19	19	0
総和消防署	31	31	0
上大野出張所	6	6	0
小計(B)	451	455	4
利根老人ホーム	12	10	△2
小計(C)	12	10	△2
合計(A) + (B) + (C)	465	467	2

(4) 年齢別職員構成の状況 (令和2年4月1日現在)

単位：人

区分	人数	区分	人数
20歳未満	10	40歳～43歳	34
20歳～23歳	76	44歳～47歳	48
24歳～27歳	63	48歳～51歳	26
28歳～31歳	78	52歳～55歳	4
32歳～35歳	49	56歳～59歳	23
36歳～39歳	55	60歳以上	1
		合計	467

2. 職員の人事評価の状況

行政ニーズに的確に対応する職員を育成するために、全ての職員を対象に、仕事の成果を評価する「業績評価」と、職務遂行過程における行動や姿勢等を評価する「能力評価」により評価を行っています。その評価は職員の処遇に反映されるため、公平かつ正当な評価に努めています。

3. 職員の給与の状況

(1) 平均給料月額・給与月額及び平均年齢の状況（令和2年4月1日現在）

区分	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
行政職	13	306,000円	333,000円	45歳7か月
消防職	454	286,100円	342,300円	34歳6か月

※平均給料月額は、職員の基本給の平均をいいます。

※平均給与月額は、給料月額と扶養手当、住居手当、通勤手当等の諸手当を合計したものをいいます。

(2) 初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区分	大学卒	高校卒
行政職	182,200円	150,600円
消防職	208,600円	176,500円

(3) 主な職員手当の状況（令和2年4月1日現在）

区分	内 容	
期末手当 勤勉手当	一般職員 2.60月分 再任用職員（1.45月分）	勤勉手当 1.90月分 （0.90月分）
退職手当 （令和元年度）	【支給率】 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 【調整額】 職員の在職期間のうち、職務の級等が高い方5年分（60月分）の調整額 （21,700円～59,550円）を合計した額により算出します。 【経過措置】 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） （1）年齢50歳以上、58歳以下の者で勤続10年以上の者 （2）年齢50歳未満の者で勤続20年以上の者	
地域手当	支給していません	

	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とするその勤務の特殊性に応じて支給します。			
	手当の名称	支給対象職員	主な対象業務	支給額
特殊勤務手当	消防作業に従事する職員の特殊勤務手当	消防職員	災害現場に出場し、救急作業、救助作業等に従事したとき	出場1回につき 300円
		消防職員	救急業務に従事し、患者を搬送したとき	出場1回につき 300円(救急救命士は510円)
		消防職員	専ら救助訓練及び救助作業に従事するとき	月額 3,000円
	夜間特殊業務手当	消防職員	深夜(午後10時から翌日午前5時前)に消防の業務に従事したとき	勤務1回につき 深夜の全部を含む場合780円 深夜の一部を含む場合520円(深夜における勤務時間が2時間未満の場合350円)
	新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため防疫等作業手当	新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫等作業に従事した職員	感染者もしくは疑いのある者(感染者等)に接して行う救急業務、移送業務や看護作業に従事したとき	日額3,000円(感染者等の身体に直接接触する作業や感染者等と長時間にわたり接して行う作業に従事したとき4,000円)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・子 10,000円 ・配偶者・父母等 6,500円(消防職給料表8級職員は3,500円) ・扶養親族である子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算 			
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家の場合(家賃16,000円を超える場合に限り) 家賃の額に応じて28,000円を限度に支給 			
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・電車、バス等を利用する場合 6か月定期の価額を基本として1か月当たり55,000円まで支給 ・乗用車等を使用する場合 使用距離等に応じて2,000円～31,600円を支給 			
管理職手当	一般行政職	事務局長		70,000円
		事務局次長、参事		60,000円
		課長		50,000円

		副参事		40,000 円
		課長補佐		35,000 円
		利根老人ホーム所長		60,000 円
	消防職	消防正監	消防長	75,000 円
		消防監	消防次長	62,000 円
			消防職給料表 7 級に属する職員	58,000 円
		消防司令長	課長、署長	51,000 円
			消防職給料表 6 級に属する職員	45,000 円
	消防司令	消防職給料表 5 級に属する職員に限る	40,000 円	

(4) 特別職の報酬等の状況 (令和2年4月1日現在)

区 分	報酬 (年額)
管理者	70,000 円
副管理者	60,000 円
議 長	60,000 円
副議長	55,000 円
議 員	50,000 円

4. 職員の勤務時間、その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間 (令和2年4月1日現在)

【一般行政職員及び日勤者の消防職員】

○勤務時間：午前8時30分から午後5時15分

○週 休 日：日曜日及び土曜日

【隔日勤務の消防職員】

○勤務時間：8週間を平均して1週40時間

【利根老人ホームに勤務する一般行政職員のうち支援員】

○勤務時間：4週間を平均して1週40時間

(2) 休日 (令和2年4月1日現在)

(一般職員及び日勤者の消防職員)

○国民の祝日に関する法律に規定する休日

○年末年始の休日 (12月29日から翌年の1月3日までの日)

(3) 休暇（令和2年4月1日現在）

- 年次休暇 ・ 4月1日を基準として、1年について通常20日
・ 年度の中途において新たに職員となるもの等は、当概年における在職期間に応じた日数。
- 療養休暇 ・ 職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- 特別休暇 ・ 選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他特別な事由により職員が勤務しないことが相当であるものとして規則で定める場合
- 介護休暇 ・ 配偶者、父母、子、配偶者の父母、生計を一にする親族で、負傷、疾病又は老齢により、職員が、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合

5. 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（令和元年度）

【単位：人】

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	1	0	1
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0

※分限処分とは、公務能率の維持及びその適正な運営の確保という目的から、一定の事由がある場合に、職員の意に反して免職や休職などの処分を行うことをいいます。

(2) 懲戒処分者数（令和元年度）

【単位：人】

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令違反関係	0	0	0	0	0
一般服務違反関係	0	0	0	0	0
一般非行関係	0	0	0	0	0

※懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があつた場合に、その道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的として、職員に制裁として処分を行うことをいいます。

6. 職員の休業及びサービスの状況

(1) 育児休業の取得者数（令和元年度の新規取得者）

【単位：人】

区 分	育児休業 取得者数	取得期間別の内訳				
		6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 3年以下
男性職員	0	0	0	0	0	0
女性職員	1	0	0	1	0	0

※地方公務員の育児休業等に関する法律第2条の規定に基づき、職員は3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで育児休業をすることができます。（育児休業期間中は、給与は不支給。）

(2) 介護休暇の取得者数（令和元年度の新規取得者）

【単位：人】

区 分	介護休暇 取得者数	取得期間別の内訳					
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え 6月以下
男性職員	1	0	0	0	1	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0

7. 職員の退職管理の状況

平成28年4月1日施行の地方公務員法の一部改正により、退職管理の適正を確保するための措置を講ずることとされたことに伴い制定しました、茨城西南地方広域市町村圏事務組合職員の退職管理に関する条例第3条に基づく、届出件数は下記のとおりです。

(令和元年度)

内容	件数
退職者の営利企業等への再就職情報の届出	0件

8. 職員の研修の状況

(1) 職員研修の状況（令和元年度）

地方公務員法第39条に、「職員は勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない」とあります。

当事務組合では、個々の能力を十分に発揮し、環境の変化に対応でき、かつ市民サービス向上のための政策実現に貢献できる「人材」を戦略的に育成するための研修を実施しています。

○専門・実務研修

与えられた職責を遂行し進化させるために必要な知識や技術などを身に付ける研修

研 修 名	延べ人数
人事評価研修（評価者、被評価者）	940人
パワハラ・不祥事防止対策研修	

○派遣研修

高度な専門的知識や行政運営能力などを身に付けるために、消防大学校、消防学校などの専門研修期間に派遣（消防大学校）

研 修 名	延べ人数
第58期幹部科	3人
第80期救助科	
第38期火災調査科	

（茨城県立消防学校）

研 修 名	延べ人数
初任科	61人
操法指導者研修会	
水難救助課程	
救助科	
予防査察科	
救急科	
警防科	
火災調査科	
特殊災害科	

(救急救命研修所)

研 修 名	延べ人数
救急救命士研修	3人
指導救急救命士研修	

9. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

○ 茨城県市町村職員共済組合

職員は、地方公務員等共済組合法第3条の規定に基づき設置された共済組合の組合員となっています。共済組合は、職員とその家族の病気や出産などに対する給付や年金の支給を行っています。また、福祉事業として生活習慣病検診の実施や住宅資金等の貸付などの各種事業を行っています。

(2) 公務災害認定件数 【単位：件】

	認定件数
令和元年度	9

(3) ストレスチェック調査（令和元年度）

平成27年12月に施行された「労働安全衛生法の一部を改正する法律」に基づき、ストレスチェック調査を実施しました。

ストレスチェック調査の目的は、職員のストレス程度を把握し、職員自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場改善につなげて働きやすい職場づくりを進めることによって、職員がメンタルヘルス不調となることを未然に防止する一次予防です。

【単位：人】

項目	人数	備考
対象者	468	
受検者	466	受検率 99.6%

10. 職員採用試験の状況（令和元年度実施）

(1) 主な試験期日

1次試験（教養試験・適正検査・小論文試験） 令和元年9月22日

2次試験（体力試験（消防職のみ）） 令和元年10月13日

3次試験（面接試験） 令和元年11月5日

(2) 試験結果

【単位：人／％】

区 別	申込者数 A	採用者数 B	倍 率 【A／B】
一般事務	1 (1)	0 (0)	0.00 (0.00)
消防職	71 (1)	16 (0)	4.44 (0.00)

※（ ）内は、女性数を示したものです。